

二級・木造建築士免許に関するチェックリスト

凡例
● 申請書類及び添付書類
○ 提示が必要なもの(確認後、返却します。)

種 類	申請(届出)が必ず必要な書類							必要に応じて申請する書類			
	変 更		再交付	各 種 届 出			登録	希望	取消	証明	
	氏名 性別	本籍 住所 勤務先	亡失 汚損	失踪の 場合	死亡の 場合	後見 (保佐) 開始審 判の場 合	建築士 法第7 条第3 号又は 第4号 に該当	新規 登録	カード の作換 希望	取消 希望	証明書 発行
提出(届出)期限	30日以内	遅滞無	30日以内								
申請 (届出) 書類	二級・木造建築士登録事項変更届	●							●		
	二級(木造)建築士住所等の届出		●					●			
	二級・木造建築士免許証明書再交付申請書			●							
	二級・木造建築士失踪(そう)宣告届				●						
	二級・木造建築士死亡届					●					
	二級・木造建築士後見開始(保佐開始)審判届						●				
	建築士法第7条第3号又は第4号に該当するに至った旨の届出書							●			
	二級(木造)建築士免許申請書							●			
	二級・木造建築士免許取消し申請書									●	
	二級・木造建築士免許登録証明申請書										●
添付 書類	戸籍謄(抄)本 (発行の日から3ヶ月以内のもの) ※外国籍の方の場合は、戸籍謄(抄)本に代えて市区町村長の発行する外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書	●						●			
	登記されていないことの証明書 (発行の日から3ヶ月以内のもの) ※成年被後见人又は被保佐人							●			
	二級・木造建築士試験の合格通知書							●			
	その他関係書類(要 問い合わせ)				●	●	●	●			
	二級(木造)建築士免許証(免許証明書)	○		○	●	●	●	●	○	●	
	二級(木造)建築士免許証(免許証明書)の写し	●		●					●		●
本人確認ができる書類(運転免許証等)	○	○	○					○	○	○	
備 考			発見した場合は、10日以内に返納すること								

参考(書類を取得できる場所)	
戸籍謄(抄)本	市役所又は町村役場
外国人登録原票	市役所又は町村役場
外国人登録原票記載事項証明書	市役所又は町村役場
登記されていないことの証明書	法務局(前橋・東京)